

## ゆうばり国際ファンタスティック映画祭サポーターズクラブ規約

### 第1条（目的）

本規約は、特定非営利活動法人ゆうばりファンタが運営する「ゆうばり国際ファンタスティック映画祭サポーターズクラブ」に関する事項を定めます。

### 第2条（定義）

本規約の各用語を次の通り定義します。

1. 「当法人」とは「特定非営利活動法人ゆうばりファンタ」をいいます。
2. 「本クラブ」とは、当法人が運営する「ゆうばり国際ファンタスティック映画祭サポーターズクラブ」をいいます。
3. 「サポーター」とは、本クラブへの入会申込を行い、本法人が入会を承諾した個人及び法人・団体をいいます。
4. 「インセンティブ」とは、本クラブによりサポーターに提供されるサポーター資格及び各種の特典をいいます。
5. 「入会申込者」とは、本クラブへの入会を希望する個人及び法人・団体で、当法人による入会承諾を受ける前の個人及び法人・団体をいいます。
6. 「事務局」とは、本クラブに関する問い合わせ等の窓口になる「ゆうばり国際ファンタスティック映画祭事務局」をいいます。
7. 「公式サイト」とは、「ゆうばり国際ファンタスティック映画祭公式サイト」をいいます。
8. 「サポーター証明書」とは、サポーター資格を証明するため本クラブへの入会時に当法人がサポーターへ貸与する証明書をいいます。

### 第3条（適用）

1. 本規約は、サポーター及び入会申込者に対して適用されます。
2. 入会申込者は、本規約の内容に同意の上、本クラブへの入会を申し込むものとします。
3. 本サービスの利用に関して当法人が別途定める利用条件等がある場合、サポーターは当該利用条件の定めに従うものとします。
4. 当法人は、本規約及び別途定める利用条件の内容を、サポーターの了承を得ることなく、随時変更することができ、サポーターは予めこれを承諾するものとします。

### 第4条（通知）

1. 当法人は、サポーターに対し必要な事項（本規約及び利用条件の変更等を含む）を、随時、公式サイト上で公表します。
2. 前項の通知事項及び変更内容は、当法人が当該事項を公式サイト上に掲示した時より効力を生じるものとします。

### 第5条（入会資格）

1. 入会申込者は、当法人が指定する方法により本クラブへの入会申込みを行うものとします。
2. 入会申込者が次の事項のいずれかに該当する場合、本クラブに入会することができません。
  - (1) 入会申込時の記載事項に虚偽、誤記、記入漏れ等がある場合

- (2) 入会申込者になりすまし、又は承諾なくして他人が申し込んだ場合
- (3) 入会申込者が暴力団、暴力団組員、構成員や関係者であると当法人が認める場合
- (4) 本クラブの会費等の決裁方法として、入会申込者が指定したクレジットカード又は銀行等預貯金口座の使用が認められない等、入会申込者が指定した決裁手段が無効である場合
- (5) サポーターによる自主退会以外の理由により、過去にサポーター登録が抹消されている場合
- (6) その他、サポーターとして不適當であると当法人が認めた場合

#### 第6条（入会の承諾及び取消）

1. 当法人は、入会申込者が第5条2のいずれにも該当しない場合に、入会申込を承諾します。また、入会申込期日はインセンティブ内容にあるサポーター名掲載箇所への入稿期日を基準に設定してあります。申込期日を過ぎてもサポーター名の掲載や一部インセンティブ内容と異なる対応になる場合も承諾可能な入会申込者のみ直近年度入会を認めることがあります。
2. 前項の承諾後にサポーターが第5条2の事項のいずれかに該当していることが判明した場合、当法人は、サポーターへ通知することにより、そのサポーター資格を取消し、サポートの提供の受領及びインセンティブの提供を拒絶することができます。

#### 第7条（有効期間）

1. サポーター資格の有効期間は、公式サイトに記載された所定の期日までに手続きが完了した日から1年間までとします。
2. サポーターから有効期間満了までに退会の連絡がない場合には、サポーター資格は次年度も更新されるものとします。又、以降の年度においても同様とします。
3. ウェルカム・サポーター以外については、所定の申込を完了した個人及び法人・団体のみ更新とされます。

#### 第8条（サポーター）

1. サポーターの種類は以下のとおりです。
  - (1) プライベート・サポーター
  - (2) ボランティア・サポーター
2. サポートの内容及びインセンティブの内容は、サポーターの種別に応じて別途定めるものとします。

#### 第9条（サポーター証明書）

1. サポーター証明書は、裏面にサポーター名が記載された本人及び法人・団体に限り利用可能とし、インセンティブの利用に際して当法人が求める場合にご提示いただき、ご提示がない場合、インセンティブを受けることができません。
2. サポーター証明書の所有権は当法人に帰属するものとし、サポーターは、証明書の紛失、盗難等の場合、直ちに事務局に連絡するものとします。なお、サポーター証明書を第三者が利用したことによるサポーターの損害については、当法人は一切責任を負いません。

#### 第10条（サポーター情報の変更）

1. サポーターは、住所、電話番号、電子メールアドレス等入会申込時に変更があった場合、速やかにその内容を当法人所定の方法により事務局に届け出ることになります。

2. 入会申込時の記載事項及び前項の変更届出に関する責任はすべてサポーターが負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不送達その他の不利益に関して、当法人は一切の責任を負いません。

#### 第11条（退会）

1. サポーターは、随時、所定の手続きを行い、本クラブを退会することができ、退会と

同時に諸権利を失うものとし、

2. サポーター資格は一身専属のものとし、当法人は、サポーターの死亡又は解散等による法人又は団体の消滅を知り得た時点をもって、当該サポーターから1. の手続きがあったものとして取り扱うことができるものとし、
3. 当法人は、本クラブ及びインセンティブの利用に関し、サポーターが本規約等に違反した場合、当該サポーターに事前に通知することなく、退会の処分を行うことができるものとし、

#### 第12条（譲渡等の禁止）

サポーターは、その地位を、第三者に対して貸与、譲渡、使用許諾、名義変更、質権その他の担保に供する行為はできません。

#### 第13条（禁止事項）

サポーターは次の行為を行わないものとし、

1. 当法人または第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
2. 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
3. 他のサポーターになりすましてサービスを利用する行為
4. サポーター証明書、サポーターのインセンティブ等を第三者に譲渡する行為
5. 当法人又は第三者を誹謗中傷する行為
6. 当法人又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為
7. 本クラブの運営を妨げるような行為
8. 本クラブ及びサービスを利用した営利を目的とする行為及びその準備を目的とした行為
9. 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、もしくはそれらのおそれがある行為
10. 前各号の行為を第三者に行わせる行為

#### 第14条（反社会的勢力の排除）

当法人は、サポーターが次に掲げる事由に該当すると認める場合には、本クラブへの入会を認めないものとし、又、入会した後に、サポーターが次の各号に該当すると判明したとき又は該当したときは、何らの催告をせず当法人はサポーターを退会処分するものとし、

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
2. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する場合
3. 暴力団員に対して貸金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する場合

4. 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する場合
5. 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当法人の信用を毀損し、又は当法人の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
6. 前項の規定により退会処分となった場合には、サポーターは、退会による損害について、当法人に対し何らの請求もすることができないこととします。

#### 第15条（サポーター情報の取扱い）

1. 当法人は、サポーターの住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、決裁に必要な情報、インセンティブの利用利益等サポーターに関する情報（以下「サポーター情報」といいます。）を取得・保有するものとし、サポーター情報の保護に必要なかつ適切な措置を講じることとします。
2. サポーター情報の保護に関しては、別途定めるものとします。

#### 第16条（サポーター情報の利用目的）

サポーター情報の利用目的は次の各号のとおりとします。

1. 本クラブのサポーター向け記念品等の商品発送等本インセンティブの提供
  2. 本クラブ及び本インセンティブに関するお客様サポート
  3. 当法人の商品、サービス等本クラブに関するお知らせをサポーター宛に電子メール、郵便等により送付すること
  4. 当法人および当法人の業務委託先から、サポーターにとって有益であると当法人が判断する情報をサポーター宛に電子メール、郵便等により送付すること
  5. 今後のサービス実施・商品開発や営業活動のための統計資料の作成
- なお、サポーター資格終了後も当法人はサポーター情報を上記の目的で利用いたします。

#### 第17条（サポーター情報の第三者提供）

当法人は、法令に基づく場合その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、当法人が取得するサポーターの個人情報を、サポーターの同意を得ないで第三者（当法人が本クラブに関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に提供いたしません。

#### 第18条（サポーターの肖像権等の使用）

本クラブは、本クラブがサポーターに対してイベント等のインセンティブを提供する場合、当該イベントに参加するサポーターの氏名・肖像・声等を記録・録画・録音し、広報宣伝を目的として、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット等で放送、掲載、配信を行うことができます。サポーターはこれらの利用について承諾するとともに、承諾しない場合、当該イベント等への参加をお断わりさせていただく場合があります。

#### 第19条（本クラブの終了）

1. 当法人は、3ヶ月前までにサポーターに対して告知することにより、当法人の裁量で本クラブを解散し、サポーターに対するインセンティブの提供を終了することができます。
2. 1の場合、本クラブ及びインセンティブの利用によりサポーター又は第三者が被っ

た損害等に関し、当法人は一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第20条（公式サイト）

本規約に基づく通知事項等は、必要に応じて公式サイトに掲載します。

第21条（専属的合意管轄）

当法人とサポーターとの間で本規約、本クラブ及びサポート、インセンティブの利用に際して訴訟の必要が生じた場合、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

附則

本規約は、2015年12月7日から施行します。